Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 27 年 12 月 3 日 国 土 交 通 省 都 市 局 まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について

((仮称) 丸の内3-2計画)

都市再生特別措置法第20条第1項の規定に基づき、平成27年10月22日付けで 三菱地所株式会社、東京商工会議所、株式会社東京會舘から申請のあった民間都市 再生事業計画について、同法第21条第1項の規定により認定しました(内容等については別紙参照)。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例(金融支援等)、税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当:近藤、福田

電話:03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

FAX: 03-5253-1589

### 認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 27 年 12 月 3 日

2. 申請事業者の名称 三菱地所株式会社、東京商工会議所、株式会社東京會舘

3. 都市再生事業の名称 (仮称) 丸の内3-2計画

#### 4. 都市再生事業の目的

本計画では、災害時においても中枢業務機能の継続を可能とする自立・分散かつ高効率なエネルギーシステムや帰宅困難者支援機能の整備等により、防災対応力を強化するとともに、国際交流機能の充実による国際競争力強化、地下・地上の歩行者ネットワークの整備による地区の回遊性の向上、省エネルギー・省CO2化による環境負荷低減の取組などにより、東京の都市再生に貢献することを目的とする。

5. 事業施行期間 平成 27 年 11 月 16 日 ~平成 30 年 10 月 15 日



### 6. 事業区域

- (1)位置 東京都千代田区丸の内三丁目 10番1他
- (2)面積 10,119.07 ㎡

### 7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

# (1) 建築物の建築面積等

建築 物 番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	容積対象面積 の敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上 30 階 塔屋 2 階 地下 4 階	8, 394. 96 m <sup>2</sup>	173, 497. 13 m <sup>2</sup> (148, 743. 53 m <sup>2</sup> )	9935. 02 m <sup>2</sup>	1497. 16%	84. 50%
合計		8, 394. 96 m <sup>2</sup>	173, 497. 13 m <sup>2</sup> (148, 743. 53 m <sup>2</sup> )	9935. 02 m <sup>2</sup>		

#### (2) 建築物構造、設備及び用途

- ・構造 地下:鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上:鉄骨造
- ・設備 受変電設備、自家発電設備、照明コンセント・電話設備、空調設備、換気設備 給排水設備、昇降機設備、防災設備
- 用途 事務所・宴会場・集会場・店舗・駐車場・機械室

### (3) 公共施設の種類・規模等

• 道路(民地内) 1,723.38 m • 道路(公道) 184.05 m

# 8. 事業経緯

平成 27 年 11 月 16 日 工事開始 平成 30 年 10 月 15 日 工事完了

# ■ 事業スケジュール

平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度						
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
		基本	設計	十、実	施設	計、	建領	色確認	2等														
				·						 着エ					建	物建	築工	事			竣	I	

# ■ 外観イメージ



# ■ 周辺状況



# ■ 概要図

